

高知市が考える鏡川中上流域の規制・誘導の方向性について

○資料③および許可制・届出制の違いを踏まえ、今後の配慮指針の作成に向け、現時点で高知市が考える規制・誘導の方向性を示したもの

許可制と届出制とのメリット・デメリットの比較

	許可制 (許可基準により一律に規制)	届出制 (環境配慮指針をもとに事業者と協議調整)
定義	<p>法令で禁止されている行為について、一定の基準を満たした場合に限って、禁止を解除すること。</p> <p>例) 飲食店の営業許可, 公園の使用・占用許可 建築基準法</p>	<p>法令で定められている特定の行為を行う場合について、一定の事項を担当する行政官庁へ通知すること。</p> <p>例) 診療所開設届 高知県立自然公園条例に基づく届出 森林法に基づく伐採届</p>
メリット	<p>○開発行為を強制力をもって規制・誘導することができる</p>	<p>○事業者との対話型の協議を通じ、事案ごとの最適解を見出せる可能性がある (ex. 真鶴町における美の条例の運用)</p> <p>○環境配慮指針の運用次第で、自然環境・景観の保全に対する事業者の主体的な取組を促せる可能性がある (ex. 同上)</p>
デメリット	<p>○許可基準を満たしていれば、いかなる申請内容であっても許可せざるを得ない(話し合いの余地がない)</p> <p>○規制区域の土地の地価に影響する可能性がある</p>	<p>○事業者の努力義務に委ねる部分が大きいため、規制・誘導の強制力が弱い</p>

高知市・他市の現状，評価

	許可制 (許可基準により一律に規制)	届出制 (環境配慮指針をもとに事業者と協議調整)
高知市	<p>○他法令での許可案件（森林法：林地開発許可等）と鏡川清流保全条例の趣旨とが一致していない。</p> <p>○鏡川清流保全条例が上位法を持たない市の独自条例のため，行為制限に対する事業者からの訴訟に発展する可能性がある</p> <p>○他法令に上乗せで規制を行うためには，濁水・景観等に関して指導を行った事例が少なく，適格な許可の基準を設けることが難しい。</p> <p><u>※事例を重ね検討する必要がある。</u></p>	<p>○市民から改善を求める意見があった3つの事案（残土処分場，太陽光発電施設）については，効果的に対応することができる。</p> <p>○明確な基準を設けないことで事業者との協議を通じ，柔軟な対応を求めることができる。</p>
他市事例	<p>○県内の市町村で独自条例に清流保全を目的に開発行為を規制するために許可制を導入した事例がない。</p>	<p>○事例：高知県四万十市 ※届出制</p> <p>県四万十川条例との混乱や、わかりにくさの解消を図るため、方針の不足や基準の表現方法を見直したが、配慮のない開発に対して規制をかけていないため、届出対象が増え、事務が煩雑化している。</p>
全体評価	<p>○いずれの規制を用いた場合でも善意の開発（生業，環境への配慮がされている開発等）については，事業者に対して，事務手続きの手間を増加させてしまう。</p>	

鏡川中上流域における規制・誘導の方向性

■開発行為の規制の効果

鏡川中上流域についても，なんらかの法令の網掛がかかっているため，鏡川清流保全条例では，特定の事象（濁水，土壌の露出等）に対して規制をかけるかたちとし，不必要に事業者の手間を増加させずに，開発行為の規制の効果を見出ししていく。



■許可制・届出制

※高知市では届出制の導入を検討

- ・規制は流域保全区域（仮称）にのみかける。
→朝倉堰上流の流域は網羅することができる。
- ・自然環境保全区域，景観形成区域での規制は流域保全区域（仮称）に準じる。
- ・真鶴町における美の条例の運用を参考にし，届出制を導入。開発行為の規制の効果を出すために，配慮指針を示すこととする。配慮指針への具体的な対応策は，今後，事業者との協議を重ねることで効果のある対応策を蓄積し，事例に応じて対応策を提示する。
→効果が出るまでに時間はかかるが，成果だけでなく効果を期待できる。

■配慮指針（例）

<濁水>

- ・出水の少ない時期に施工するなど，鏡川に生息する生物への影響が少ない時期に施工を行う。
- ・施工箇所が斜面の場合は，下部の調整池・沈砂池から整備し，濁水や土の流出を防止する対策をとる。
- ・施工中も調整池が適正に機能するように維持管理を行う。

<景観>

- ・施工後は，自生していた植物の種子を散布するなど施工箇所の緑化に努める。
- ・景観を損なわないように，樹木で周囲を遮閉する等の対応をする。